

チャレンジ鹿児島労働局（18年12月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13 - 21

099 - 223 - 8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

11月の有効求人倍率は0・61倍と前月と同水準

鹿児島県の本年11月の有効求人倍率は0・61倍となり、前月と同水準となりました。

新規求人は、前年同月に比べ、運輸業（37・5%増）、サービス業（35・7%増）、医療・福祉業（31・2%増）などが増加し、全体では13・7%の増加となりました。

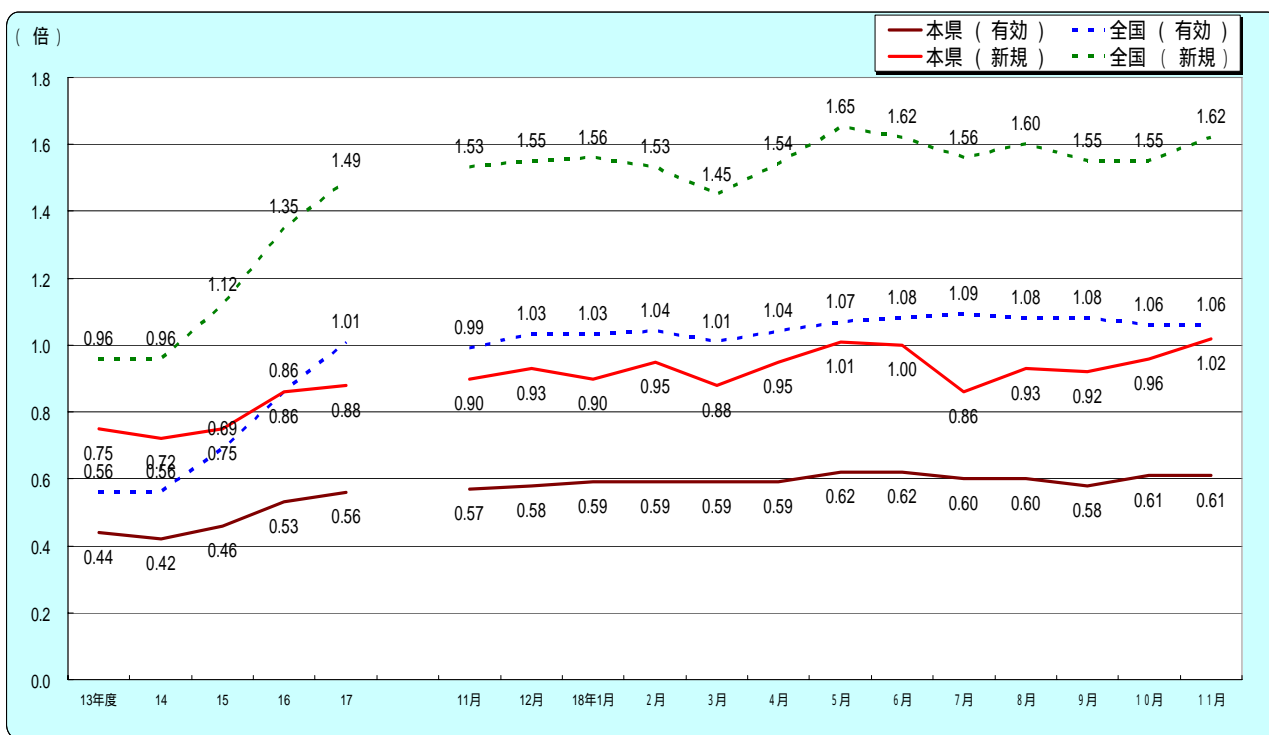
また、新規求職者については、前年同月に比べ離職求職者（4・4%減）などの減少により、全体では1・5%の減少となりました。

なお、ハローワークの紹介による就職件数は前年同月比で11か月連続で増加しています。

今後の雇用失業情勢については、求人は医療福祉業やサービス業を中心に堅調に推移すると思われませんが、求職の動向を注視しながら求人・求職のマッチングに努めていきたいと考えています。

（職業安定部職業安定課）

有効（新規）求人倍率の推移



企業と求職者のための「人材マッチングフェア2007 in 鹿児島」を1月23日に開催

(財)鹿児島県雇用支援協会(地域求職活動援助事業推進室)では、企業と求職者の労働条件面や職業能力面等におけるミスマッチの解消を図るため、平成19年1月23日に鹿児島サンロイヤルホテルにおいて「人材マッチングフェア2007 in 鹿児島」(面接会)を開催します。

当日は、12時30分から参加企業、求職者の受付を開始し、13時15分から面接会を開始します。求職者の方は、事前予約は不要ですが、履歴書を持参してください。

参加企業は82社程度を見込んでいます。

参加企業については、地域求職活動援助事業推進室ホームページ「JOB PARKかごしま：<http://www.k-jobpark.com>」で1月16日からお知らせします。

問い合わせ先：(財)鹿児島県雇用支援協会(地域求職活動援助事業推進室)

電話 099-812-9020

FAX 099-812-9021

(職業安定部職業対策課)

平成18年度母性健康管理研修会開催について

平成19年1月25日(木)13時から鹿児島県医師会館において、企業で働く女性の母性健康管理に対する理解を更に深め、職場環境の整備を進めていただくため、鹿児島産業保健推進センター主催で、産業保健スタッフ、人事労務担当者の方々を対象に標記研修会を開催します。

研修会において鹿児島労働局母性健康管理指導医で鹿児島市立病院産婦人科部長の波多江正紀先生より「母子保健の理念、妊娠中の症状等に対応する措置について」、産業医の立場から労働衛生コンサルタント事務所所長の小畑泰子先生より「職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフの役割について」ご説明いただきます。また、労働局より男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置及び労働基準法における母性保護規定について説明を行います。

(雇用均等室)

「地区別高校生のための面接会」の開催

依然として厳しい就職環境にある高校生の就職活動を支援するため、鹿児島労働局・ハローワークでは県等との共催により、11月21日、鹿児島アリーナで、高校生479人と県内企業67社が参加して、「高校生のための

就職面接会」を開催したところです。また、12月14日にはハローワーク国分主催による面接会も開催され、高校生123名と企業28社が参加しました。

さらに、ハローワーク鹿児島主催による「高校生のための就職面接会」を来年2月1日に開催する予定です。

面接会の問い合わせは、ヤングハローワークへ。

労働局・ハローワークでは、引き続き、県や高校等と連携を図りながら、求人確保に努める等、一人でも多くの高校生が就職できるよう支援していきます。

(職業安定部職業安定課)

主催ハローワーク	開催日時	名 称	開催場所
ハローワーク鹿児島 (ヤングハローワーク)	2月1日 (木) 13:00 ~ 16:00	鹿児島地域高校生 のための就職面接 会	アイムビル(商工会議所 ビル) 4階(アイムホール)



今年度の高校生のための面接会の様子
平成18年11月21日(鹿児島アリーナ)

改正男女雇用機会均等法説明会を12月12日、14日に開催

改正男女雇用機会均等法の施行を平成19年4月1日に控え、改正均等法に沿った雇用管理の点検、見直しを進めていただくため、企業の経営者、人事労務担当者等を対象に、12月12日(火)に鹿児島市、14日(木)に霧島市で説明会を開催しました。両会場とも離島を含め県内各地から多数の参加申込みをいただき、鹿児島市では約350名、霧島市では約60名の出席がありました。

改正均等法の主なポイントは次のとおりです。 男女双方に対する差別の禁止 間接差別の禁止(省令で定める3つの措置) 妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止 セクシュアルハラスメント対策の強化 調停及び企業名公表

制度の対象範囲に、セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置を追加
(改正均等法のお問合わせ・資料請求は、鹿児島労働局雇用均等室まで
099-222-8446) (雇用均等室)



《鹿児島会場》

講師 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
鈴木均等業務指導室長